

令和 8 年度守谷市社会福祉法人指導監査基本方針及び実施計画

守谷市

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に当たり、守谷市社会福祉法人指導監査実施要綱（令和 5 年守谷市告示第 145 号。以下「市要綱」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年度守谷市社会福祉法人指導監査基本方針及び実施計画を次のとおり定める。

I 社会福祉法人指導監査基本方針

1 基本方針

社会福祉法人指導監査は、市要綱第 2 条を達成するため、法、市要綱、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知。以下「国要綱」という。）及び関係法令等に基づき実施する。

なお、重点化及び効率化の観点から事前に対象法人から次の資料の提出を義務づける。

- ① 社会福祉法人一般検査
- ② 社会福祉法人自主点検調書【管理運営】
- ③ 社会福祉法人自主点検調書【会計】

2 社会福祉法人指導監査時の確認事項

社会福祉法人指導監査実施において確認する事項は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施する。

また、社会福祉法人の運営及び会計処理の適正な実施を確認するため、ガイドラインにおける次の項目を指導監査の重点確認項目として実施する。

（1）適切な法人運営

- ① 法令及び定款に従った法人運営を実施しているか
- ② 評議員及び役員の適格性及び選任手続を適切に実施しているか
- ③ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等を適切に規定し、公表し、及び支給しているか

- ④ 社会福祉法人としての事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図っているか

(2) 会計管理の適正化

- ① 会計基準に沿った経理規程の改正を行い、正しい計算書類、附属明細書及び財産目録等を作成し、適正に会計処理を実施しているか
- ② 施設及び事業所における現金の取扱いについて、不正や不適切な取扱いの発生防止の体制整備及び現金管理の適正化が図られているか
- ③ 契約締結事務について、通知及び経理規程に従った適切な処理がされているか。

3 社会福祉法人指導監査の種類

(1) 一般監査

法人運営が適切に行われているか確認するとともに、不祥事の未然防止を図るため定期的を実施する。また、調査・確認が必要と認められる場合には、臨時調査を実施する。

(2) 特別監査

運営等に重大な問題を有し重点的な指導監査を行う必要があると認められる場合又は不適切な法人運営について継続的な指導にも関わらず特定の事項について改善が図られない場合に実施する。

なお、当該指導監査に当たっては、必要に応じて事前通知を送付しないことができる。

4 一般監査（実地監査）の実施周期

一般監査は、次の表のとおり実施する。

ただし、新たに設立された法人については、国要綱3（4）に基づき設立年度又は次年度に実施する。

区分	実施周期	要件
ア	3年【原則】	法人運営、施設等の運営のいずれにおいても問題が認められないこと。（国要綱3（1））
イ	5年	区分アの要件を満たし、次のいずれかの要件に該当すること。 ① 会計監査人設置法人であって、監査報告書が「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」であること。（国要綱3（2）ア） ② 会計監査人の監査に準ずる監査を受けている法人であって、監査報告書が「無限定適正意

		見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」であること。(国要綱 3 (2) イ)
ウ	4 年	区分アの要件を満たし、公認会計士、税理士等による財務会計に関する支援を受けていること。(厚生労働省の様式によるものに限る。)(国要綱 3 (2) ウ)
エ	4 年	区分アの要件を満たし、次のいずれかの要件に該当すること。 苦情解決への取組が適切に行われている法人であって、下記①～③のいずれかに該当すること。 ① 福祉サービス第三者評価を受審しその結果を公表していること―又は ISO9001 認証 取得施設を有していること。(施設を複数有する場合は法人全体の受審・認証状況を勘案して判断する。)(国要綱 3 (3) ア) ② 地域社会に開かれた事業運営が行われていること。(国要綱 3 (3) イ) ③ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。(国要綱 3 (3) ウ)
オ	随時	法人の運営等に関する問題が発生した場合 毎年度法人から提出される報告書並びに前回の指導監査の指摘状況及び改善状況を勘案して、毎年度実施することが必要であると認められる場合(国要綱 3 (5))

5 指導監査結果の公表

- (1) 指導監査当日において、講評時の立会い等、可能な限り監事の同席を求める。
- (2) 指導監査を行った際の文書指摘事項については、その結果を公表することとし、指導監査実施通知及び結果通知にその旨を明記する。
- (3) 指導監査実施結果は、指導監査を実施してから速やかに指導監査を行った法人宛てに通知するよう努める。
- (4) 文書指摘事項について必要な措置が講じられない法人に対しては、個々の事案に応じ、法に基づき厳正に対処し、指導の実効性を確保する。

6 他機関との連携

茨城県及び守谷市役所の関係所管課が行う社会福祉施設監査との連携を図り、効果的で実効性のある指導監査を実施する。

なお、国要綱 3（1）に該当し、社会福祉施設監査の監査周期が異なる場合に、市及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められる特別な事情があるときは、市の判断により、監査の実施周期を 3 箇年に 1 回を超えない範囲で設定して合わせて監査を実施する。

II 社会福祉法人監査実施計画

1 指導監査の実施方法と区分

区 分		実施方法
一般監査	定期監査	現地訪問し、事前に提出を求めた監査調書に基づき、関係書類等を審査し、法人の運営状況等を監査するとともに、関係人等のヒアリングにより行う。 必要に応じて監査対象年度以前の法人の決算、運営状況及び現年度の法人運営状況について確認を行うものとする。
	臨時監査	定期監査以外に、調査・確認が必要と認められる場合に、臨時に実地調査を実施する。実施方法等は、その都度定める。
特別監査		運営等に重大な問題を有し、重点的な指導監査を行う必要があると認められる法人に対し、随時に、特定の事項について改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施する。実施方法等は、その都度定める。

2 指導監査の実施体制

指導監査の実施体制は、原則として法人を所管する課の職員 2 名がこれに当たり、所管課外の職員 1 名以上が支援に当たる。

その他、市に対する助言及び監査業務の支援として、市が委託した事業者に属する者 1 名が随同行する。

3 指導監査の対象

指導監査の対象は、主たる事務所が本市の区域内にある法人であって、その法人が行う事業が当該区域を越えないものに対して行うものとする。

指導監査対象法人は、以下の表のとおりとする。

実施年度	法人名	一般監査 (実地監査) 実施の有無	所管課
令和 8 年度	守谷市社会福祉協議会	なし	社会福祉課
令和 8 年度	峰林会	実施	健幸長寿課
令和 8 年度	英伸会	なし	健幸長寿課

4 指導監査（一般監査）の実施期間

一般監査の期間は、概ね 7 月下旬から 3 月中旬までとする。

5 指導監査（一般監査）の事前準備

(1) 実施通知

指導監査日の 2 月前までに、実施通知書を送付する。

(2) 事前提出書類

上記の実施通知書には、事前に提出すべき指導監査調書及び関係資料を明記し、概ね指導監査の 1 月前までの提出を求める。

6 指導監査（一般監査）の評価基準

(1) 文書指摘

① 考え方

法令・通知違反がある場合に行う。

② 対応方法

市要綱に規定する「指導監査結果通知書及び改善状況報告書」（別記様式。以下「結果及び改善状況報告書」という。）を通知し、期限を付して改善報告を求める。提出された改善報告で改善が認められないと判断される場合は、必要に応じて臨時監査を行い改善が図られるまで継続して指導を行う。

(2) 口頭指摘

① 考え方

軽微な法令・通知違反がある場合、改善中又は改善に向けた具体的な取組が開始されていると判断される場合に行う。

② 対応方法

口頭指摘であることを明示した上で結果及び改善状況報告書による通知を行い、書面による改善報告の提出を求める。提出された改善報告で改善が認められないと判断される場合は、必要に応じて臨

時監査を行い改善が図られるまで継続して指導を行う。

(3) 助言

① 考え方

法令・通知違反は認められず、法人の運営に資すると考えられる事項がある場合に行うことができる。

② 対応方法

指導監査のヒアリング等の中で助言する。

7 指導監査の講評（結果）通知

監査の結果にかかわらず、監査実施後、概ね1月以内に当該対象法人に対し結果及び改善状況報告書を通知する。

8 指導監査の結果及び改善状況報告書の提出及び確認

監査の結果、改善が必要と判断した事項については、当該対象法人に対し期限を付して結果及び改善状況報告書の提出を求め、必要に応じて確認のための臨時監査を行う。

9 再調査及び改善勧告

改善が必要と判断した事項について、市は再調査を実施し、指導を行うも改善が図られない場合、法第56条第4項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を文書により通知を行う。

10 改善勧告に従わない旨の公表

9の改善勧告を受けた法人が従わない場合、法第56条第5項の規定に基づきその旨を市ホームページにおいて公表する。

11 改善命令（行政処分）

改善勧告を受けた法人が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかった場合は、法第56条第6項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令を文書による通知により行う。

12 改善命令に従わない場合の措置（行政処分）

11の改善命令が発令されたが従わない場合、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員の解職勧告又は解散命令等も検討し適切な改善措置を行う。

13 指導監査結果の公表

監査の結果については、法人の運営の適正化及び福祉サービスの質の向上を図る観点から、市ホームページにおいて市民に公表する。

1 4 関係機関との連携等

指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関に対して必要事項の照会及び調査を行う。また、茨城県と連携しながら、効果的かつ効率的に行う。